

水産部会における独立行政法人北方領土問題対策協会に係る意見具申について  
(案)

平成27年5月22日  
国立研究開発法人審議会決定  
平成〇年〇月〇日改正

国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）においては、独立行政法人の評価の指針（平成26年9月2日付け総務大臣決定）Ⅱの6の（1）を踏まえ、農林水産大臣の行う中期目標管理法人の評価における外部有識者の知見の活用の観点から、以下のとおり意見具申を行うこととする。

- 審議会は、農林水産大臣から、独立行政法人北方領土問題対策協会（貸付業務に係る部分に限る。）に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項に規定する評価の実施に際して、評価の実効性を確保するために、外部有識者の知見の活用を図る観点から意見を求められたときは、意見を述べるものとする。

この場合は、水産部会において実施するものとする。

「農業部会及び水産部会における独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人水産大学校及び独立行政法人北方領土問題対策協会に係る意見具申について」の改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>水産部会における独立行政法人北方領土問題対策協会に係る意見具申について</u></p> <p>(中略)</p> <p>○ 審議会は、農林水産大臣から、<u>独立行政法人北方領土問題対策協会（貸付業務に係る部分に限る。）</u>に係る独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 1 項に規定する評価の実施に際して、評価の実効性を確保するために、外部有識者の知見の活用を図る観点から意見を求められたときは、意見を述べるものとする。</p> <p><u>この場合は、水産部会において実施するものとする。</u></p>	<p><u>農業部会及び水産部会における独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人水産大学校及び独立行政法人北方領土問題対策協会に係る意見具申について</u></p> <p>(中略)</p> <p>○ 審議会は、農林水産大臣から、<u>独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人水産大学校及び独立行政法人北方領土問題対策協会（貸付業務に係る部分に限る。以下同じ。）</u>に係る独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 1 項に規定する評価の実施に際して、評価の実効性を確保するために、外部有識者の知見の活用を図る観点から意見を求められたときは、意見を述べるものとする。</p> <p><u>この場合において、独立行政法人種苗管理センターに係る意見具申については農業部会において、独立行政法人水産大学校及び独立行政法人北方領土問題対策協会に係る意見具申については水産部会において、それぞれ実施するものとする。</u></p>